

大東市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との地方創生に関する  
包括連携協定書

大東市（以下「甲」という。）とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、大東市の地方創生の実現に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大東市の地方創生の実現に資するため、甲及び乙が相互に密接に連携することにより、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進することについて、必要な事項を定めるものとする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- (1)地域・暮らしの安全・安心に関すること。
- (2)防災・災害対策に関すること。
- (3)産業振興・中小企業支援に関すること。
- (4)スポーツ振興に関すること。
- (5)その他、地方創生に資する取組に関すること。

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙の合意の上、決定する。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙はこの協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を、第三者に開示又は漏洩せず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 前項に定める義務は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も存続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和5年1月18日

甲 大阪府大東市谷川一丁目1番1号

大東市長

東 坂 浩 一 

乙 大大阪府大阪市北区西天満四丁目15番10号

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

大阪支店 支店長

北 村 隆 嗣 